

第 22 期 第 30 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 28 年 11 月 30 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 30 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 11 月 30 日（水）午後 1 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 30 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 31 名
事務局 局長
主査
臨時

欠席者 農業委員 5 名

議事日程

- | | | | |
|-----|------------|---|------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | | |
| 第 2 | 議案第 107 号 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 3 件 |
| | 議案第 108 号 | 平成 28 年度農用地利用集積計画（第 2 号）について | 1 件 |
| | 議案第 109 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 2 件 |
| | 議案第 110 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 3 件 |
| | 議案第 111 号 | 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 1 件 |
| | 議案第 112 号 | 非農地証明願いについて | 1 件 |
| | 議案第 113 号 | 改正前の農業委員会等に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく委員の辞任について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 64 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく届出について | 1 件 |
| | 報告第 65 号 | 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について | 12 件 |
| 第 4 | その他 | | |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第30回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、22番〇〇委員、26番〇〇委員、28番〇〇委員、29番〇〇委員、37番〇〇委員より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号31番〇〇委員、32番〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第107号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第107号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

譲渡人	北海道苫小牧市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇	〇〇
申請地	上三谷字登り内	田	外1筆
譲受人の耕作面積	8,105.21㎡		
申請理由	譲渡人は高齢及び遠方地の居住により耕作が困難であるため、農地から住居が近い譲受人に贈与し、譲受人が耕作地として適正に管理をする。		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。

譲渡人〇〇さんは、譲受人〇さんの実のお姉さんだそうです。小さいころに北海道の方へ行かれておりますので、この耕作地につきましては、譲受人〇さんがずっと栽培はしていたのではないかと思います。譲渡人〇〇さんもこちらへは帰っては来ないということも聞いておりますので、今、事務局の言われました方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇〇	〇〇
申請地	宮下字土免	田	

現在、譲渡人と譲受人の間で利用権設定を行っている農地になります。

譲受人の耕作面積 8,613.00 m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による経営規模の拡大

権利の内容

売買による所有権の移転

なお、民法第 179 条（混同）において、「同一人物について所有権及び他の物件が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。」とされているため、農地法第 18 条の合意解約の手続きは不要となります。

譲受人の作付予定作物

米、野菜、果樹

主な農機具の保有状況

トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車

労働力

常時 3 人

周辺農業経営への影響

特に支障なし

農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 2 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんについては、年もとられていてできれば誰かに作って欲しい、売りたいということがあったようです。譲受人〇〇〇さんは、譲渡人〇〇さんの所在地のすぐ隣に土地を持っていて、今現在、果樹、ナシ、ブドウなど主にそういったことをやっているようで。年齢は 77 歳ということですが、息子さんが後を継ぐというようなことを聞いております。そういったことで、老後の労力も確保できるのだろうと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

番号 2 つきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 3 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3 番

譲渡人	中山町中山	○	○	○
譲受人	中山町中山	○	○	○
申請地	中山卯	畑	外 2 筆	
譲受人の耕作面積	26,788.00	m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足		

	(譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の内容	売買による所有権の移転
譲受人の作付予定作物	米、野菜、果樹
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、 農作業用自動車、2t バックホー
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

キウイ畑を拡張するために、隣の耕作していない畑を売ってもらおうという感じでした。
よろしくをお願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、2ページをお開きください。

■議案第108号 平成28年度農用地利用集積計画（第2号）について

議長

議案第108号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積につきまして、皆様方には大変お世話になり、有難うございました。
この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日、お配りいたしました別冊、議案第108号 平成28年度 農用地利用集積計画（案）平成28年度 第2号をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を定めたものです。

表紙の裏面から両面 8 ページにわたり明細について掲載しております。
そして、8 ページの次に、最終ページとして集計表を掲載しております。
今回 33 件の申出がありました。

地目 田	新規	1 1 筆	17,466 m ²
	更新	5 7 筆	55,304 m ²
	小計	6 8 筆	72,770 m ²
地目 畑	新規	1 筆	825 m ²
	更新	3 1 筆	3,279.96 m ²
	小計	3 2 筆	4,104.96 m ²
地目 樹園地	新規	2 筆	2,916 m ²
	更新	1 6 筆	18,076 m ²
	小計	1 8 筆	20,992 m ²
合計	新規	1 4 筆	21,207 m ²
	更新	1 0 4 筆	76,659.96 m ²
総合計		1 1 8 筆	97,866.96 m ²

借り手 28 人（利用権の設定を受ける者）

※うち、利用権設定を受ける委員（議事参与制限 委員）

6 番 ○○委員

15 番 ○○○委員

34 番 ○○委員

貸し手 32 人（利用権を設定する者）

議長

今、事務局の方から説明がありましたが、議案第 108 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

採決に移りたいと思いますが、ここで議席番号 6 番○○委員、議席番号 15 番○○○委員、議席番号 34 番○○委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に該当いたしますので退室をお願いいたします。

～○○委員、○○○委員、○○委員（退室）～

議長

議案第 108 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案第 108 号につきまして原案のとおり承認いたします。
それでは入室していただけたらと思います。

～〇〇委員、〇〇〇委員、〇〇委員（入室）～

それでは、3 ページをお開きください。

■議案第109号 農地法第4条第1項の規定にもとづく許可申請について

議長

議案第109号農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申請人	中山町出渕	〇〇	〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇
申請地	出渕6番耕地	畑	外2筆
転用目的	植林		

申請地説明図の（1）～（3）をご覧ください。

申請人は、現在78歳で平成13年から申請地にて栗を栽培しておりました。

近年は、周囲の山林により日照が遮られるようになり栗の育成状況が悪くなったため、今後は、桧を植林し山林に転用することを希望し農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、中山町出渕坪井集落に位置する農地で周囲が山林に囲まれた白地農地であり、東側に向かって標高が高くなる急傾斜面で農地の広がり無く生産性の低い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼致します。

今、事務局が説明したとおり、現在、栗を栽培しておりますが、周辺が全て40年から50年経っている桧、杉山なので、とにかく日陰で栗ができにくいということで、植林、桧を植えたいということでした。

よろしく願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	中山寅	畑	
転用目的	植林		

申請地説明図の(4)～(6)が関係資料となっています。

申請地は、以前は申請人の兄が栗を栽培しておりましたが、約10年前より高齢に加え介護が必要となり、放任園となっていました。

申請人は、平成23年5月に兄から申請地の所有権を移転しましたが、現在82歳の高齢であり耕作が困難となったため、耕作放棄地の発生を防ぐ目的で、今後は杉を植林し山林に転用することを希望し農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、中山町中山福元集落に位置する農地と山林が混在した所の白地農地であり、西側に向かって標高が高くなる急傾斜面で農地の広がり無く生産性の低い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

周りを竹やぶに囲まれまして、日当たりも悪い急傾斜ですから畑としての管理は難しいということで、ご承知していただきたいと思っております。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第110号 農地法第5条第1項の規定にもとづく許可申請について

議長

議案第110号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

譲渡人	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
譲受人	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字仲ヶ近		畑
転用目的	農家住宅		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の(7)～(10)が関係資料となっています。

平成28年6月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対し意見照会があったものです。

申請地は、県道広田双海線から沿線の北側に位置する集落が分布し住宅が連たんしている区域に接する土地で、おおむね10ha未満の農地の広がりがない農地区分第2種農地と判断されます。

申請人は現在、両親と妻と子供2人の家族6人で借家に居住していますが、祖母が申出地の北側に独居しており、両親は週末毎に上灘に農業耕作を行うために行き来していましたが、通作距離も長く不便を強いられており、生活不便を解消するため、母の定年、次女の高校進学を機に、上灘に住宅を建築し移住することを検討しました。

住宅建築用地を選定検討した結果、父所有の申請地に住宅を建築するため農地転用許可申請に至ったものであります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

6月に申請があった案件ですし、事務局の説明のあったとおりでございます。近所の方に

も事前にお話されており了解していただいておりますので問題はありませんので、よろしく
お願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
	中山町出渕	〇〇	〇〇
	高松市	〇〇	〇〇〇
	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇〇	代表役員 〇 〇〇
申請地	中山町出渕4番耕地		畑
転用目的	墓地		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の(11)～(14)が関係資料となっています。

地元担当の河田委員は、本日欠席でありまして、事前に連絡を受け、状況説明に関する確認を受けておりますので、併せてご説明いたします。

平成28年6月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対し意見照会があったものです。

申請地は、中山町栃谷集落の県道久万中山線沿いに位置し、農地と山林が混在した所の農地であり、北側に向かって標高が高くなる傾斜面の10ha未満の農地の広がりがない第2種農地の要素を満たしていると判断されます。

申請人は、中山町の宗教法人であります。近年、檀家の高齢化により、墓地の利用が増加しており、境内に新規に設ける区画がない状態でありました。

今回、栃谷地区の檀家から、祖先祀りに支障をきたしており、是非とも墓地を新設したいとの要望を受け、檀家の利便性や永年管理を図るために、栃谷地区に境外墓地を設ける方向の結論に至り、主要道路沿いで檀家の参拝がしやすいことや墓地管理の行き届く場所であること。また、近隣住民の理解が得られ、周辺に影響がない場所であること等の条件で、墓地を設ける土地を選定検討した結果、申請地の所有者の相続人から土地を寄付される話がまと

まったため、農地転用許可申請に至ったものであります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

番号 2 につきまして事務局から説明がありました。ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 3 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3 番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字南谷	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	売買による所有権移転		

この件に関しては、申請地説明図の(15)～(18)が関係資料となっています。

平成 28 年 4 月に、市に対して農振農用地からの除外申出があったもので、伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号イ及び第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市から農業委員会に対し事前調整及び意見照会があったものです。

申請地は、下三谷集落の市道(稻荷上三谷線)の沿線に位置する農地であり、10ha 未満の広がり無し第 2 種農地と判断されます。

譲受人〇〇さんは、通勤の傍ら、大叔母の配偶者(祖母の妹の夫)である〇〇さんが経営する農業を手伝い補助的に農業経営に従事することにより農業振興を図るという計画の目的を達成するために、祖母〇〇さん所有の農地に分家住宅を建築するため、農地転用許可申請に至ったものであります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この土地は下三谷のコンビニのある交差点のところで、交差点の方から入る道については、かなり狭いですが、西の方から新しい道が広がってきているこの適用地まで道路が広がっています。周辺の方の同意も得ているようでございますので、よろしく願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第111号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第111号伊予市農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業承認を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申出人	中山町中山	〇〇	〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇
申出地	中山卯	畑	外1筆
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

この件に関しては、申請地説明図の(19)～(21)が関係資料となっています。

まず、申出地の隣接地は、農業生産が行われ耕作の目的に供される農用地であるため、当該農地を耕作の目的に供される農地と指定して農用地区域内農地へ編入することにより、周辺農用地の農業生産上の目的を阻害するような影響を及ぼす恐れはありません。

次に、申出地は農地区分第2種と判断され、現在も栗を生産しており、今後も農用地として利用されるべき農地であると認められます。また、申出人は、次年度中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、農用地区域内農地への編入は適当であると認められます。

議長

議案第 111 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

写真の通り、現地に行ってみましたらきれいに整備された栗畑でした。問題ないかと思えますので、よろしくをお願いいたします。

議長

議案第 111 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 111 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 111 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして 6 ページをお開きください。

■議案第 1 1 2 号 非農地証明願いについて

議長

議案第 1 1 2 号農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

申出人	松山市	株式会社	〇〇〇〇〇〇〇	代表取締役	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	株式会社	〇〇〇〇〇〇〇	代表取締役	〇〇	〇〇
申出地	上灘字東	畑				
証明書	非農地証明					
現状	宅地					

この件に関しては、申請地説明図の(22)～(24)が関係資料となっています。

申出地は、平成 27 年 10 月 16 日に松山地方裁判所により担保不動産として競売開始決定がなされた物件(土地 5 筆、建物 1 棟)の一つで、同年 10 月 28 日松山地裁執行官から市農業委員会に対し「農地等の現況に係る照会」を受付けたもので、これに対し市農業委員会は、同年 11 月 9 日調査の結果、現況は農地ではない旨を回答したものです。

次に、担保不動産競売に係る期間入札の公告によると、当該土地は、他競売物件である宅地 4 筆とともに、一体として建物の敷地として利用されており、各土地間の境界は不明です。

また、国道との間に介在する堤との境界も不明です。

さらに、申請者が落札する前に物件所有者であった〇〇〇〇氏の陳述によると、

「建物は昭和 25 年ころ各土地の西側部分に新築され、当時は東側の一部分が畑であったと記憶しているが、平成 7 年になって取り壊し、各土地全部を敷地として二世帯住宅を新築したものであり、その土地は敷地の一部分だと思いがどのあたりに位置するかはわからない。」とのことであり、現在は、農地としての機能を有さず、地目（畑）を現況に即した宅地として変更するため、申出人から非農地証明願が提出されたものであります。

なお、申出地は、国道 387 号線沿い双海町上灘小網集落に位置する農振農用地区域外農地であり、住宅、事業所等が連たんしている区域で、農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

以上の理由から当該農地を 20 年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

議案第 112 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼致します。

事務局の方から言っていただいたようなこととございます。行政書士さんから私の方へ来ていただいて説明を受けております。

よろしくをお願いいたします。

議長

議案第 112 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 112 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 112 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7 ページをお開きください。

■議案第 113 号 改正前の農業委員会等に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく委員の辞任について

議長

議案第 113 号改正前の農業委員会等に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく委員の辞任について、次のとおり農業委員会の同意を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

「辞任の同意」についてご説明いたします。

この度、第 22 期第 30 号 高野川 ○委員から「一身上の都合」を理由として辞職願の提出が

あり、本年 11 月 15 日付で受理致しましたので、改正前の農業委員会等に関する法律 第 16 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

同法律第 16 条第 1 項では「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、この「正当な理由」とは、長期入院等で委員の業務を行うことができない等の、社会通念上やむを得ないと認められる場合についてであり、本件の場合は、これに該当すると思われまます。

また、「農業委員会の同意」とは、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。

～今後の審議事案等について～

○委員は、過日体調を崩されて以降、改善を図ってまいりましたが、本人の症状の経過観察、並びに委員活動等について親族等と意思確認を図った結果、職務執行に対する支障が、今後も長期に継続するとして、本年 11 月 15 日事務局に対し辞職願が提出されました。

今回、○委員の辞職にあたり、○委員の担当地区(高野川、小網、城ノ下、灘町、両谷)に関する審議事案等については、両谷を第 31 号 上灘 ○○委員、高野川、小網、城ノ下、灘町を第 33 号 高岸 ○○委員にご支援頂きます様、事前に両委員にご相談させて頂きました。

なお、辞任が同意された場合の委員の補充につきましては、同法律附則第 28 条第 2 項の規定により、補欠選挙は実施されません。

以上、よろしく御審議頂きますようお願い致します。

議席番号については、現状、○委員の議席番号は第 30 号でございますが、平成 28 年第 20 回総会議案第 73 号議席番号第 13 号委員辞職の同意の件の例を準用し、この第 30 号は当初決定した番号を次回まで踏襲するため欠番にすることといたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の方から説明がありましたようなこととございまして、あと残り期間も少ないので本来なら引き続きやっていただきたいとお願ひしたのですけれども、本人さん、体調のこととございましてのでどう言っても辞任をしたい。ということで、本日のような経過になった訳とございまして。

議案第 113 号についてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 113 号につきまして原案のとおり承認いたします。

ここで○委員さんのほから何か一言お願ひできたらと思います。

○委員

失礼致します。

難病ということの中で、1 年前に入院はしておりました。そのときから体調不良のために

皆様にはご迷惑をおかけした訳でございます。続けてできるかと思っははいましたが、なかなか病状が進んできている訳でございます。どうなることか分からない訳でございますが、病気に対しまして頑張って治療していきたいと思っておりますので、ここで辞任をさせていただきたいと思っております。

後6ヶ月ある訳でございますが、上灘の委員さんにおきましては、担当地区を分けてお力をかけていただく訳でございますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

本当に長い間ありがとうございました。

議長

○委員さんには、農業委員としての活動ご苦労さまでした。今後は療養に努めていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

それでは、8ページをお開きください。

報告事項に進みたいと思っております。

第3

■報告第64号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第64号農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

届出人	下三谷	〇〇	〇〇〇
届出地	下三谷字田ノ浦池尻	田	
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第64号つきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、9ページをお開きください。

■報告第65号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第65号農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回12件の届出がありました。9ページから11ページまで一括して申し上げます。

1番

貸出人	上唐川	〇〇	〇〇
借受人	上唐川	〇〇	〇〇
届出地	上唐川字ヨトラケン	畑	外14筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定（3条）		

2番

貸出人	下唐川	〇〇〇	〇〇
借受人	下唐川	〇〇	〇〇
届出地	下唐川字永田	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

3番

貸出人	市場	〇〇	〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字壺丁地	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

4番

貸出人	下吾川	〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字鳥ノ木	田	外4筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

5番

貸出人	下吾川	〇	〇〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字柳	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

6番

貸出人	下吾川	〇〇	〇	
借受人	下吾川	〇〇	〇〇	
届出地	下吾川字柳	田		外4筆
解約事由	双方合意			
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）			

7番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇	
借受人	下吾川	〇〇	〇〇	
届出地	下吾川字鳥ノ木	田		外2筆
解約事由	双方合意			
権利の種類等	使用貸借権設定（基盤）			

8番

貸出人	西予市	〇〇	〇〇	成年後見人	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇			
届出地	下三谷字薄井		田			
解約事由	双方合意					
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）					

9番

貸出人	西予市	〇〇	〇〇	成年後見人	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇			
届出地	下三谷字薄井		田			
解約事由	双方合意					
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）					

10番

貸出人	西予市	〇〇	〇〇	成年後見人	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇			
届出地	下三谷字薄井		田			
解約事由	双方合意					
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）					

11番

貸出人	西予市	〇〇	〇〇	成年後見人	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇			
届出地	下三谷字阿弥陀堂	田				外1筆

解約事由 双方合意
権利の種類等 賃貸借権設定（基盤）

12 番

貸出人 大平 ○○ ○○
借受人 大平 ○○ ○○
届出地 佐礼谷 2 号 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 賃貸借権設定（3 条）

議長

報告第 6 5 号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

第 4

■その他

事務局

農地転用許可申請の許可状況の報告について

第 29 回 10 月議案第 104 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、

1 番

申請人 三島町 持分 4 分の 2 ○○ ○○
下吾川 持分 4 分の 1 ○○ ○○
米湊 持分 4 分の 1 ○○ ○○○
土地所有者 三島町 持分 4 分の 2 ○○ ○○
下吾川 持分 4 分の 1 ○○ ○○
米湊 持分 4 分の 1 ○○ ○○○
申請地 尾崎字上林 畑
転用目的 公衆用道路

平成 28 年 11 月 4 日（地 4）第 49 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

2 番

申請人 上野 ○○ ○○
土地所有者 上野 ○○ ○○
申請地 上野字銭坪 畑
転用目的 露天資材置場

平成 28 年 11 月 4 日（地 4）第 50 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

- 市長を交えた意見交換会について
次回農業委員会総会後にウエルピア伊予にて行う。
詳細は決まり次第事務局から案内の文面を発送する。

- 次回の開催日程について
平成 28 年 12 月 21 日（水）（時間については、意見交換会の都合により調整を行う。）
伊予市総合保健センターにて開催予定

議長

以上で、第 30 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には、適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第 30 回 11 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 14 時 42 分 閉会)